

4. 産業・雇用

さまざまな角度から
担い手農業者を支援
遊休施設の活用を本格化し
にぎわいのあるまちを目指す

新 元日野サンプラザ有効活用事業（企画政策課）
3億812万3千円（内、前年度からの繰越額：3億762万2千円）

元日野サンプラザの有効活用に必要な借地料を計上。同施設を、多機能複合施設として整備する。

- ①賑わい交流ゾーン：金持神社の集客力を生かし、宝くじ売り場を設けるほか、縁起物・土産物などの販売、集客が期待できる店舗の誘致、特産品などの販売コーナーを設置
- ②オフィスゾーン：サテライトオフィスなどを想定した貸事務所スペースを整備
- ③セレモニーゾーン：中・小規模な葬儀や法事などができる葬祭施設を整備

新 町商工会交付金事業（産業振興課）90万円
新たに町商工会が行う、事業継承・商品開発セミナーなどを支援。地域の活性化を図る。

新 販売野菜等種苗費助成事業（産業振興課）
125万6千円

苗代や種子代の購入費を助成し、販売農家の所得向上や意欲の増進を図る。

新 担い手農業者への農業機械導入費支援事業（産業振興課）468万7千円

中山間地域での水田農業を支える担い手農業者を育成するため、機械導入の助成を行う。担い手の経営支援を行い、農業者としてのステップアップを図る。

新 高性能林業機械購入支援事業（産業振興課）
1,315万8千円

事業所が施業効率の向上のため購入する高性能林業機械の費用を支援する。

新 間伐材搬出促進事業（産業振興課）500万円
間伐を促進し、森林の健全育成、森林資源の有効活用を図る。

助成額：1㎡あたり1,000円（1人上限200㎡）

● 鳥獣被害対策事業（産業振興課）1,307万円

日野郡鳥獣被害対策協議会に町雇用の実施隊員1人を派遣するほか、イノシシ侵入防止柵の設置や有害鳥獣駆除を行うことで、農作物などへの被害防止につなげる。



5. まちづくり

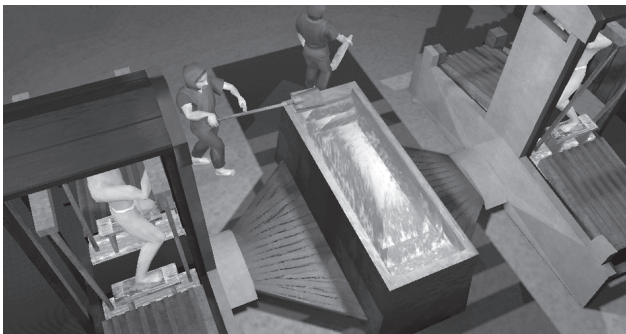
町内全域に快適な
インターネット環境を整備
町の魅力を発信し
人を呼び込めるまちに

新 ブロードバンド整備事業（総務課）3億7,700万円（内、前年度からの繰越額：9,620万円）

民設民営方式により高速ブロードバンド網を整備する。平成29年度中には町内全域でブロードバンドサービスの利用を可能にする。

新 奥日野たたら製鉄の里づくり事業（企画政策課）285万9千円

かつての奥日野の一大産業であった「たたら製鉄」と、それがもたらした「たたら文化」にスポットを当て、主に観光面でたたらをキーワードにした各種取り組みを行う。「大山開山1300年祭」事業とも連携し、ARアプリを活用したモニターツアーやガイド養成を行い、交流人口の増加を図る。



◀都合山たたらでの製鉄の様子をCGで再現

● 観光案内板整備事業（企画政策課）364万5千円
オシドリ観察小屋の観光スポット看板と根雨駅から観察小屋に誘導する案内看板を設置する。

新 地域防災整備事業（総務課）152万円

自治会などが購入する除雪機費用の一部を助成する。また、ダンボールベッドやパーティションなどの防災備品を年次的に整備する。

新 長谷部信連公没後800年事業（総務課）72万8千円

平安末期から鎌倉初期に根雨周辺の開拓や京文化の導入に努め、文化の発展の礎を築いた長谷部信連公没後800年を記念し、石川県穴水町へ町代表団を派遣する。信連公の足跡を知ること、今後のまちづくりに生かしていく。

新 歴史民俗資料館のあり方検討事業（企画政策課）
4万5千円

文化財としての価値を生かすため、同館の今後のあり方を検討する。

※「ブロードバンド整備事業」の概要は、8-9ページで詳しく紹介しています。

6. 公共施設整備

誰もが安心安全に
快適に暮らせるまちに



●三町衛生施設組合汚泥再生処理センター建設負担金（建設水道課）1億422万6千円

平成29年度完成を目指し、平成27年度から3年をかけ整備している汚泥再生処理施設の建設負担金。住民の生活環境の維持や、し尿処理などの効率化を図る。

●町道下黒坂線道路改良事業（建設水道課）4,420万円

舟場から江府町下安井間を結ぶ日野川左岸道路線の拡幅整備を図り、国道181号が災害などで長期間

通行不能になった場合の代替道路として活用する。

今年度は、詳細設計、路線測量、用地測量を実施

●町道根雨1号線歩道設置事業（建設水道課）6,781万円

国道181号から町道入口の根雨踏切内に歩道を設置し、歩行者の安全確保を図る。

●新町道近江畑線道路改良事業（建設水道課）2193万2千円

見通しが悪い道路の拡幅を行い、安全に通行できるよう整備。車両の安全確保を図る。

日野町男女共同参画推進条例を制定

男女が共に輝けるまちを目指して

町では、男女共同参画のまちづくりを一層推進するため、平成29年3月に「日野町男女共同参画推進条例」を制定しました。条例では、男女共同参画の推進にあたっての基本理念、町や町民などの責務、町の基本的施策、女性の活躍推進などについての事項を定め、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進していきます。

今後は、「第2次日野町男女共同参画プラン」（平成25年3月～平成30年3月）に代わる、同条例に基づく「第3次日野町男女共同参画プラン」を策定する予定です。地域や職場などにおける現状を踏まえ、すべての人の人権が尊重され、男女があらゆる場面で参画できる社会の実現を目指していきます。



I 基本理念

1. 男女の人権の尊重 2. 性別による固定的な役割分担を反映した社会の制度および慣行の改善 3. 男女が社会の対等な構成員として、方針の立案および決定に共同参画する機会の確保 4. 家庭生活とその他の分野の活動との両立 5. 妊娠・出産に関して男女双方の意思の尊重と、生涯にわたる健康な生活の推進 6. 女性の活躍推進 7. セクシュアル・ハラスメントおよびドメスティック・バイオレンスなどの根絶

II 町の基本的施策

1. 男女共同参画への理解を深める広報・啓発 2. 町民などの男女共同参画推進活動への支援 3. 学校、保育、家庭および地域における男女共同参画教育の推進 4. 家庭生活とその他の活動が円滑に行えるための環境整備と支援 5. 町の附属機関などにおける男女の人数の均衡 6. 男女双方の視点を取り入れた防災体制 7. 国際社会の動向、国内の取り組みへの留意

III 責務

町：男女共同参画施策の総合的かつ計画的な実施、町民などと連携した施策の推進 町民：家庭、地域、職場、そのほかあらゆる分野で男女共同参画の推進 事業者：女性の活躍推進、男女が事業活動に対等に参加する機会の確保、仕事と家庭生活を両立することができる職場環境づくり 各種団体：基本理念に基づいた男女共同参画の推進 教育関係者：男女共同参画の理念に基づいた教育・保育の推進

IV 女性の活躍推進（町の積極的改善措置）

1. 女性が職業生活と家庭生活を円滑に両立できるための環境整備 2. 女性の職業生活における活躍を推進するため、事業者に対する情報提供、啓発 3. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るため、町の女性職員の登用および育成 4. 地域における意思決定などの場への女性の参画促進 5. そのほか女性の社会における活躍推進